

第 1 回懇談会での主な意見とその対応

◆「まちづくり」の考え方

< 条例の基本理念（＝利用環境計画の基本理念） >

- ・歩行者及び自転車利用者が安全で安心して、そして楽しく利用することができる自転車のまちづくり

< 利用環境計画【まちづくりへの効果】 >

- ・健康面の効果によって医療費の削減
- ・自動車から自転車への転換により、騒音、渋滞の緩和、都市環境の改善、低炭素社会の実現
- ・地域活性化や観光振興

⇒ 本条例における「まちづくり」の考え方としては、

「自転車利用者が、安全で安心して、そして楽しく自転車に乗れるようなまちをつくることであり、また、自転車利用者が加害者にも被害者にもならないようなまちをつくること」

⇒ このように、自転車を利用しやすいまちづくりを推進することによって、

「医療費の削減」や騒音・渋滞の緩和など「都市環境の改善」、「低炭素社会の実現」、「観光振興」などにもつながるものとする。

◆自転車利用環境計画と条例の関係の明確化

⇒ （自転車利用環境計画）の項に明記：理念の実現のために計画を策定（目標、事業）

◆責務のバランス 「まもる（安全利用）」とそれ以外（特に「つかう（利用促進）」）

⇒ 資料 2 に、第 1 回懇談会で出た意見、「自転車利用環境計画」、既存法令等から拾い上げたものを追記

◆責務について

（つかう）利用促進

- ・年齢、目的、体格に合った自転車の販売、購入
- ・日常点検の実施
- ・自転車の車検制度

（まもる）安全利用

- ・歩行者等の安全確保（白杖をみかけたら徐行 等）
- ・学校や家庭における安全教育の実施
- ・販売店による安全啓発
- ・警察の事故データ等を活用した実効性の高い安全啓発の必要性
- ・キープレフトの徹底

（とめる）駐輪環境

- ・窃盗予防（自転車窃盗が犯罪であることの周知）

（はしる）通行環境

- ・自転車通行空間のネットワーク化
- ・「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の隙間について位置づけ

（その他）

- ・責務として科すのではなく、インセンティブや楽しさを与えられないか